

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年10月15日(火)

今週のことば

携帯電話番号「060」

総務省は、スマートフォンの普及などで携帯電話番号の不足が懸念されているため「060」から始まる番号を加える方針。早ければ年内に通信事業者へ割り当てる。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/14(月) 友引 スポーツの日

15(火) 先負 十三夜、新聞週間、衆院選の公示(27日投開票)

16(水) 仏滅 プロ野球CSファイナルステージ開幕

17(木) 大安 欧州連合(EU)首脳会議

18(金) 赤口

19(土) 先勝

20(日) 友引 土用

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/7(月)	39,333 △697	148.27 ▼1.97
8(火)	38,938 ▼395	147.59 △0.68
9(水)	39,278 △340	148.55 ▼0.96
10(木)	39,381 △103	149.00 ▼0.45
11(金)	39,606 △225	148.77 △0.23

## 来月施行のフリーランス法による義務等

フリーランスに業務委託する発注事業者が守るべき義務や禁止行為を定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が本年11月から施行されます。

### ◆フリーランスに業務委託する事業者の義務は

本法律は、「従業員を使用しないフリーランス」と「従業員を使用する発注事業者」の業務委託に適用され、発注事業者には次の義務を定めています。

◎取引条件の明示……業務委託をした場合は、直ちに業務内容や報酬額などの取引条件を書面等により明示すること(従業員を使用しない事業者も義務)。

◎期日における報酬支払……発注した物品等を受け取った日から60日以内のできるだけ早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払うこと。

◎募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの募集情報を掲載する際は、虚偽や誤解を与える表示はしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと。

◎ハラスメント対策に係る体制整備……ハラスメントに関する相談対応の体制整備などを講じること。

### ◆一定期間以上の業務委託である場合は

上記に加えて、一定期間以上の業務委託である場合には次の項目を守る必要があります。

◎禁止行為(1ヵ月以上の業務委託)……受領拒否や報酬の減額、買いたたきなどの行為をしないこと。

◎育児介護等との両立に対する配慮(6ヵ月以上の業務委託)……育児や介護等と業務を両立できるように申出に応じて必要な配慮をすること。

◎中途解除等の事前予告・理由開示(6ヵ月以上の業務委託)……業務委託を中途解除する場合や更新しない場合は、原則30日前までに予告を行い、理由の開示の請求があった場合は開示すること。

■この記事の詳細は、情報BOX201539

## 年末調整で行う定額減税に関する事務

本年は定額減税が実施されたことに伴い、給与所得者の年末調整を行う際には、年末調整時点での定額減税額に基づき年間の所得税額との精算を行う事務(年調減税事務)が必要となります。

年末調整の対象者が原則として年調減税事務の対象となり、年末調整時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数を確認して年調減税額を計算します(給与以外の所得を含めて合計所得金額が1805万円超の方は年調減税額を控除しないで年末調整を行う)。そのため、本年6月以後の給与等について月次減税を行った際に確認した扶養親族等の人数に異動があり差額が生じる場合は、年末調整で精算が行われることとなります。

## 休眠会社等の整理作業(みなし解散)の実施

会社法の規定により、株式会社の取締役の任期は最長10年(原則2年)のため、役員に再任された場合でも10年に一度は変更登記を行う必要があります(一般社団法人等の理事の場合は2年)。

法務局では、最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等の整理作業を行っており、該当する会社等には通知をした上で、本年12月10日までに必要な登記申請又は事業を廃止していない旨の届出がない場合は、解散したものとみなされ、解散の登記が行われます。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

本年 11 月施行「フリーランス・事業者間取引適正化等法」による義務等

◆概要

近年、働き方の多様化に伴って、フリーランスとして働く人が増加していますが、個人として業務を受けるフリーランスは組織である発注事業者に比べ、交渉力や取引上の立場が弱いことが多いことから、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が制定され、令和 6 年 11 月 1 日から施行されます。

◆本法律の適用される取引

本法律は「フリーランス（特定受託事業者）」と「発注事業者（特定業務委託事業者）」との間の業務委託に係る取引に適用されます。事業者間（BtoB）における委託取引が対象となり、一般消費者がフリーランスに仕事を依頼する場合や、フリーランスが販売するものを消費者や企業が購入する場合などは対象外です。

対象となるフリーランス（特定受託事業者）とは「業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用※しないもの」をいい、一人社長といったような形態で事業を行う法人も該当します。

また、発注事業者（特定業務委託事業者）とは「特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの」をいいます。

※「従業員を使用」とは、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上雇用が見込まれる労働者を雇用する場合が該当し、短期間・短時間などの一時的に雇用される者は含まれません。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

◆発注事業者に対する義務と禁止行為

本法律では、以下のとおり発注事業者が守るべき義務や禁止行為が定められており、取引の適正化（①②③）と就業環境の整備（④⑤⑥⑦）で構成されています。

なお、①は従業員の有無にかかわらず業務委託する全ての事業者への義務となります。また、③は 1 カ月以上の業務委託をする場合、⑤⑦は 6 カ月以上の業務委託をする場合が対象となります。

義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示	業務委託した場合は、直ちに「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」などの取引条件を書面又はメール、SNS のメッセージなどによって明示しなければなりません。 ※必ずしも契約書による契約締結を義務としたものではありません。
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60 日以内のできる限り短い期間内で報酬支払期日を設定し、その期日内に報酬を支払わなければなりません。
③禁止行為	1 カ月以上の業務委託をした場合、次の 7 つの行為が禁止となります。 ①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買ったたき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直し
④募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、偽の表示や誤解を与える表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	6 カ月以上の業務委託をした場合、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。 （例）「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること等
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応などを講じなくてはなりません。
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6 カ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しない場合は、原則として 30 日前までに予告しなければなりません。 また、予告の日から解除日まで中途解除や不更新の理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければなりません。